

事業目的・背景・課題

- インバウンドが堅調な成長軌道にある中で、我が国では観光立国推進基本計画の下、“**持続可能な観光**”に係る取組が全国各地で進められているといえる水準まで増加してきたところ。世界市場における“持続可能な観光”に対する関心は引き続き高まる中で、取組を更に普及・深化させていくことが必要。
- 特に、自治体、DMO（観光地域づくり法人）、観光関連事業者、地域住民など、多様なステークホルダーが協力し、観光地としての価値を最大化しながら取り組むことが、持続可能な観光地経営に当たって重要であり、**各地域における協力体制の構築・強化、データを活用した観光ビジョン・計画の見直し/具体化等に取り組んでいく必要がある。**

事業内容・事業イメージ・事業スキーム

①【調査事業】地域一体となった持続可能な観光地経営の推進

観光産業の持続的な発展に向けて、各地域の観光資源等の魅力や課題及びその原因等を可視化するとともに、住民を含めた多様なプレイヤーの座組の下、将来の観光地像を描き、そこに向けた施策・ロードマップの策定といった観光地経営のフロー基盤の構築・強化について、必要な支援の在り方等について調査を行う。

- ・事業形態：調査事業等 ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：令和4年度～

持続可能な観光地経営フロー



②観光交通確保に向けた受入環境整備

地方の観光地を結ぶ路線バス等の二次交通について、地方への誘客や周遊円滑化に向けた基盤を整備するほか、入国から目的地までの移動を円滑に実施するための交通サービスの受入環境整備を支援する。

- ・事業形態：直接補助事業（補助率：1/2、1/3等）
- ・補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等
- ・事業期間：平成28年度～



観光需要を取り込んだ路線バスの運行



多言語表記

③観光地域振興無電柱化推進事業

観光における地域振興に向けた無電柱化の推進を図るための取り組み等を支援

- ・事業形態：間接補助事業（国→地方公共団体→電線管理者）
- 国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者に補助、補助対象事業者は補助対象経費の1/2または2/3を間接補助対象事業者に補助
- ・事業期間：令和元年度～



④先進的なサイクリング環境整備事業

サイクルツーリズムを推進するため、訪日外国人に対応したサイクリング環境の整備を支援

- ・事業形態：直接補助事業（補助率1/2）
- ・補助対象：地方公共団体、協議会
- ・事業期間：令和2年度～



多言語案内看板

サイクルラックの設置

- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 情報発信

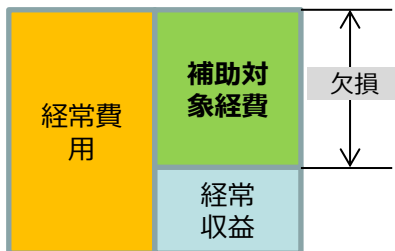
※ その他、必要な調査・実証費を計上

地域内観光フィーダー系統補助金の概要

オーバーツーリズム、「交通空白」などの課題解決を通じた“持続可能な観光”の更なる推進に向けて、生活交通に加え、観光の主要交通結節点等における二次交通としての役割が期待される地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- **補助対象事業者**
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- **補助対象経費**
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

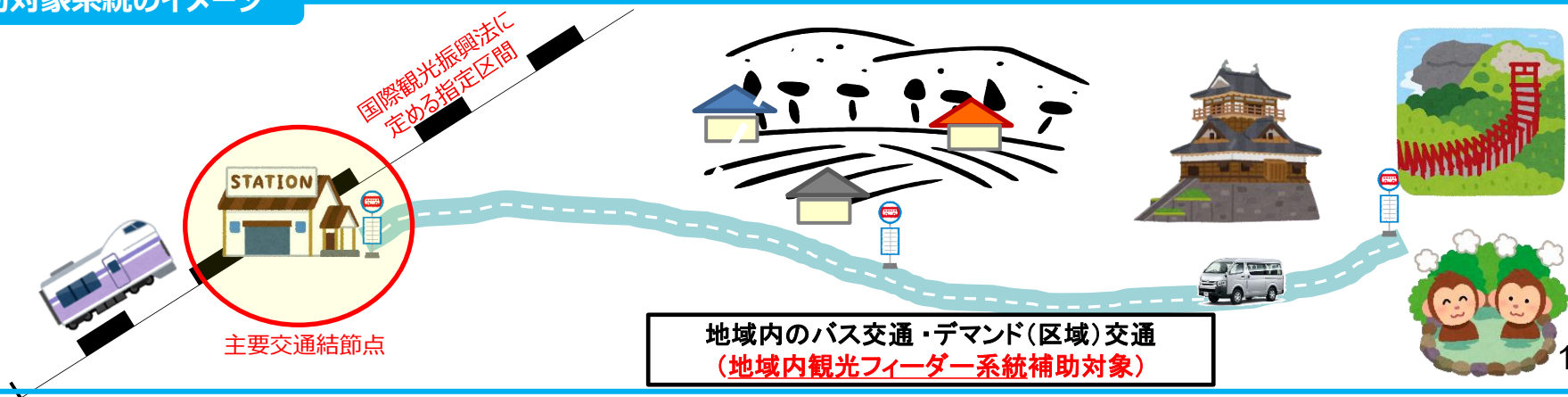


- **補助率** 1 / 2 以内
- **主な補助要件**
市町村等が定めた地域公共交通計画に、**地域住民の生活交通に加えて観光需要に対応する二次交通として位置付けられた系統であり、**
 - ・一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
 - ・国土交通省がリストアップする主要交通結節点及び国際観光振興法に定める指定区間（注）のいずれにも接続する系統であること
 - ・多言語表記への対応等、受入環境に係る利便増進措置を実施すること
 - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
 - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人 / 1運行（往復）以上であること
 - ・経常赤字であること

※地域公共交通確保維持事業における地域内フィーダー系統補助との重複受給は認めない

（注）外国人観光旅客の利便の増進を図ることが特に必要な、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間

補助対象系統のイメージ



従前の地域内フィーダー系統補助との相違点

地域内フィーダー系統

地域公共交通計画への位置づけ

- サバイバル事業による運行の確保・維持が必要として位置づけ

運送主体

- 一般乗合、公共ライドシェア等

接続性要件

- 補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統

新規性要件

- 新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるもの

その他の要件

- 路線定期運行の場合、輸送量が2人/1運行（往復）以上
- 経常赤字

観光フィーダー系統

地域公共交通計画への位置づけ

- 地域住民の生活交通に加えて観光需要に対応する二次交通として位置づけ

運送主体

- 一般乗合、公共ライドシェア等 ※タクシー低廉化は措置しない

接続性要件

- 国土交通省がリストアップする主要交通結節点及び国際観光振興法に定める指定区間のどちらにも接続する観光フィーダー系統

新規性要件

- 新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるもの ※地域内フィーダーからの移行は新規性ありとみなし

その他の要件

- 路線定期運行の場合、輸送量が2人/1運行（往復）以上
- 経常赤字
- 多言語表記への対応等、受入環境に係る利便増進措置を実施

地域公共交通計画への観光フィーダー系統の位置づけ

- 一 地域内観光フィーダー系統補助事業により運行する運行系統の地域の公共交通及び観光旅客（訪日外国人旅行者を含む。以下同じ。）の受入の必要性など、観光政策における位置付け・役割
- 二 前号を踏まえた地域内観光フィーダー系統補助事業の必要性
- 三 地域内観光フィーダー系統補助事業により運行する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

【添付書類】

- 一 地域内観光フィーダー系統補助事業の内容及び実施主体に関する詳細
- 二 運行系統の概要及び運送予定者
- 三 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- 四 前項第一号に関して、観光旅客の受入環境に係る利便増進措置の具体的内容
- 五 地域内観光フィーダー系統補助事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額



現行の地域内フィーダー系統補助における記載項目をベースに記載いただきます。

サバイバル補助と同時に記載して申請する場合、申請・認定はワンストップで行います。



現行の地域内フィーダー系統補助における記載項目をベースに、新たに様式を整備します。

「主要交通結節点」について

国土交通省(観光庁)が行う調査に基づき、地域における主要な観光周遊の交通拠点として、国土交通大臣が別に定めるバス停留所、駅、海港又は空港等

観光庁が調査に基づきリストアップした
全国の観光周遊の拠点(約1,000箇所)
について、一覧を事務連絡により
各運輸局通知します。



【留意点】

- ・「主要交通結節点」と「指定区間」は、その両方に接続する必要がありますが、同一地点が「主要交通結節点」かつ「指定区間」である場合は、当該1箇所への接続で要件を充足します。
- ・事務連絡が発出されましたら、各補助対象事業者への周知をお願いいたします。

No.	都道府県	市区町村	主要交通結節点
1	北海道	札幌市	札幌駅
2	北海道	千歳市	南千歳駅
3	北海道	岩見沢市	岩見沢駅
4	北海道	旭川市	旭川駅
5	北海道	苫小牧市	苫小牧駅
6	北海道	函館市	函館駅
7	北海道	室蘭市	東室蘭駅
8	北海道	滝川市	滝川駅
9	北海道	美唄市	美唄駅
10	北海道	帯広市	帯広駅
11	北海道	深川市	深川駅
12	北海道	白老町	白老駅
13	北海道	釧路市	釧路駅
14	北海道	登別市	登別駅
15	北海道	砂川市	砂川駅
16	北海道	北斗市	新函館北斗駅
17	北海道	伊達市	伊達紋別駅
18	北海道	北見市	北見駅
19	北海道	網走市	網走駅
20	北海道	大空町	女満別駅
21	北海道	森町	森駅
22	北海道	名寄市	名寄駅
23	北海道	芽室町	芽室駅
24	北海道	士別市	士別駅
25	北海道	洞爺湖町	洞爺駅
26	北海道	占冠村	トマム駅
27	北海道	上川町	上川駅
28	北海道	長万部町	長万部駅
29	北海道	北見市	留辺蘂駅
30	北海道	池田町	池田駅
31	北海道	遠軽町	遠軽駅
32	北海道	七飯町	大沼公園駅
33	北海道	稚内市	稚内駅
34	北海道	浦幌町	浦幌駅
35	北海道	白糠町	白糠駅
36	北海道	木古内町	木古内駅
37	北海道	幌延町	幌延駅



「指定区間」について

○観光振興事業費補助金交付要綱

(目的)

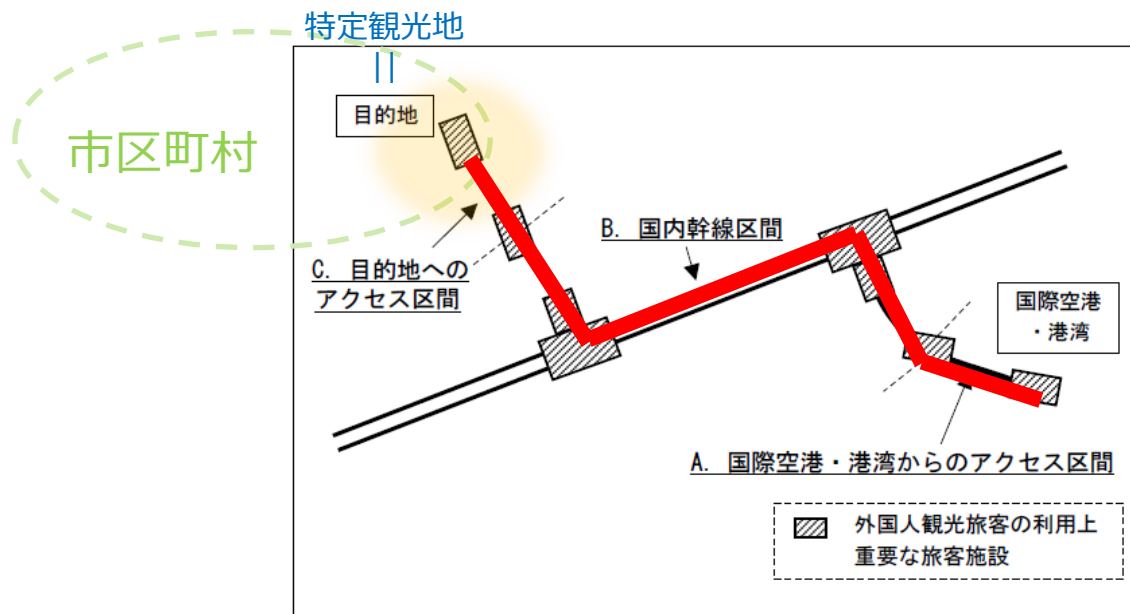
第2条 この補助金は、「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、旅行環境整備を行うための対策を促進することを目的とする。

二 我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある市区町村に係る観光地（以下「特定観光地」という。）に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービス

（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。）

の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業又は利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業（以下「公共交通利用環境の革新等事業」という。）



国際観光振興法第8条第1項

観光庁長官は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の利便の増進を図ることが特に必要であると認めるときは、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間であって、国土交通省令で定める要件に該当するものを外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間として指定することができる。



告示により指定

受入環境に係る利便増進措置の具体例

○公共交通機関における外国人観光旅客利便増進措置ガイドライン（H30.10観光庁）

○外国語等による情報の提供



○インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置



○座便式の水洗便所の設置



○クレジットカードによる支払を可能とする券売機等の設置



○交通系ICカード利用環境の整備



○荷物置き場の設置



○インターネットによる予約環境の整備



○観光立国推進基本計画（R5.3.31閣議決定）

2. インバウンド回復戦略

（8）インバウンド受入環境の整備

① 交通機関の整備・外国人対応

カ 地域交通を活用した観光地の魅力向上・高付加価値化と MaaS の実装推進

バス利用拠点の利便性を向上するための集約交通ターミナルの戦略的な整備、SA・PA を活用したバス乗換拠点の整備、地域バス停のリノベーションの推進等により、多様な交通モード間の接続（モーダルコネクト）を強化する。

上記はあくまでも一例であり、これによらず、各地域における（簡易なものを含む）独自の取組により、受入環境を整備することも可能

計画認定と年間スケジュール(平年度)

- 観光フィーダー補助の補助対象期間は10月～翌年9月の1年間（≠4月～翌年3月）
※ 補助対象期間を4月～翌年3月とすると、国の予算支払期限である4月に間に合わない。

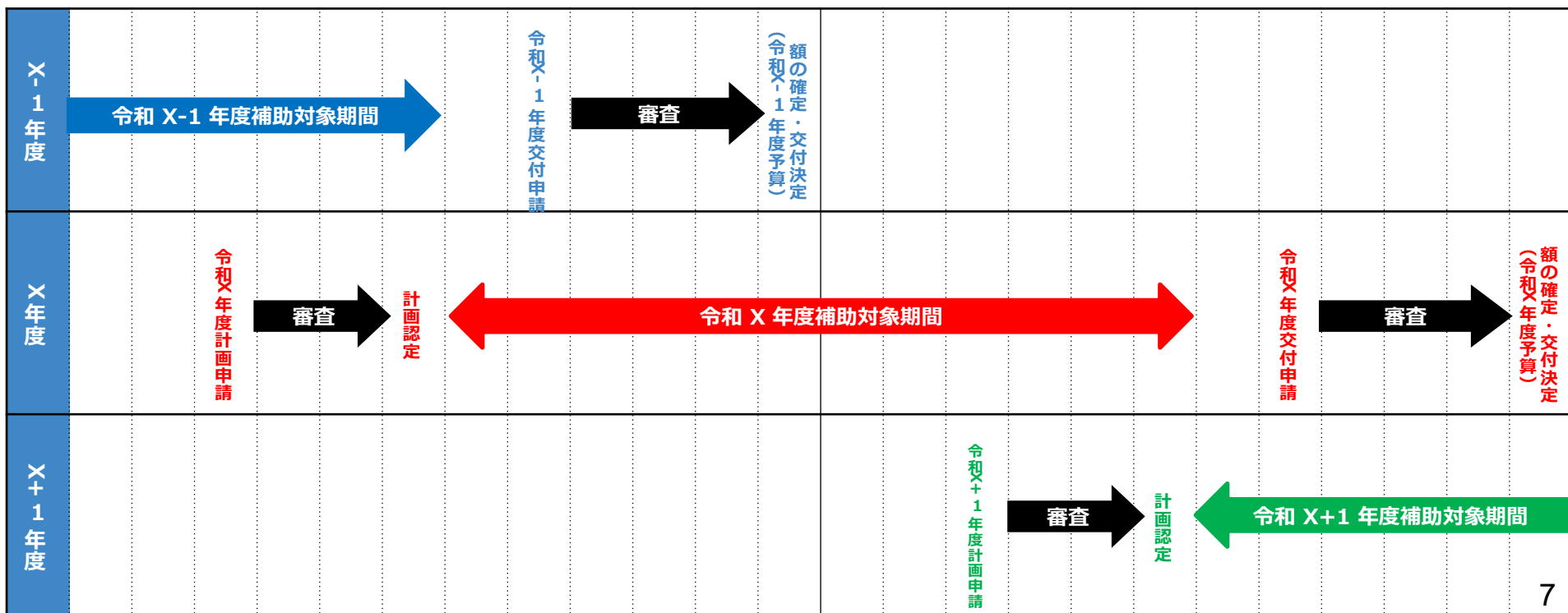
※従前のフィーダー補助との変更なし

- 観光フィーダー補助を受けようとする法定協議会（自治体）は、毎年6月末までに補助対象の観光フィーダー系統が位置づけられた「地域公共交通計画・別紙」を国に提出し、補助対象期間の開始前（9月末）までに認定を受けることになっている。
- 認定を受けた「地域公共交通計画・別紙」について、補助対象期間中に内容の変更がある場合は、軽微な変更を除き、その都度事前に変更認定を受ける必要がある。

X-1年度

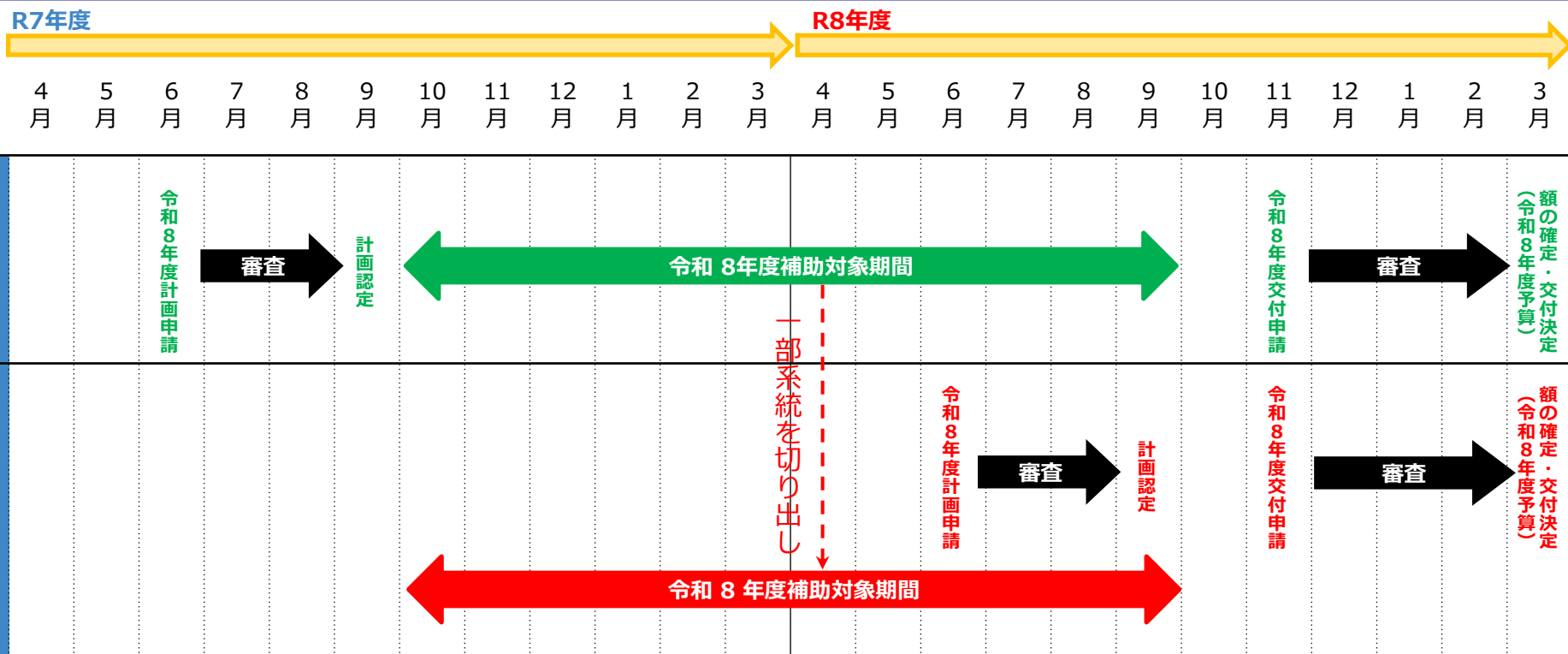
X年度

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



計画認定と年間スケジュール(R8年度の特例)

- 観光フィーダー補助の補助対象期間はR7年10月～R8年9月の1年間（≠4月～翌年3月）
- R8年度に限り、観光フィーダー補助を受けようとする法定協議会（自治体）は、**R8年6月末まで**に補助対象の観光フィーダー系統が位置づけられた「地域公共交通計画・別紙」を国に提出し、R8年9月末までに認定を受ける。
- R7年6月に**既に提出している「地域公共交通計画・別紙」の変更による対応も可**。**既にフィーダー路線として認定され運行している系統についても位置づけを変更して認定可能**。



【留意点】

予算制約の観点から、同一市町村の同一主要交通結節点における観光フィーダー系統については、運用上、最も観光に資する1系統に限らせていただく場合があります。

フィーダー・観光フィーダー補助の要件比較

〔 凡例 ○:通常どおり適用 〕

	新規性要件	接続性要件	政令市等要件	輸送量要件	補助率
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに運行を開始するもの ・地域公共交通計画(生活交通確保維持改善計画)に基づき、新たに地方公共団体が支援を開始するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統であること ・過疎地域等の交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること 	政令指定都市、中核市及び特別区が専らその運行を支援するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市等の区域外であるものを除外	1回あたりの輸送量が2人以上であること	
フィーダー系統補助	○	○	○	○	1/2または市区町村毎に算定される国庫補助上限額のいずれか少ない方の額
観光フィーダー系統補助		主要交通結節点及び指定区間への接続(補助対象幹線系統への接続不要)			
利便増進特例によるフィーダー系統補助	適用なし 過去から継続して運行している系統についても補助対象	○	適用なし	○	1/2または市区町村毎に算定される国庫補助上限額のいずれか少ない方の額 ※上限額算定通知により市町村上限額をかさ上げ
利便増進特例による観光フィーダー系統補助		主要交通結節点及び指定区間への接続(補助対象幹線系統への接続不要)			
サービス継続特例によるフィーダー系統補助	○	適用緩和 地域間交通ネットワークへの接続(補助対象幹線系統への接続不要)	適用緩和 中核市のみ適用なし	○	1/2または市区町村毎に算定される国庫補助上限額のいずれか少ない方の額 ※上限額算定通知により市町村上限額をかさ上げ
サービス継続特例による観光フィーダー系統補助		主要交通結節点及び指定区間への接続(補助対象幹線系統への接続不要)			

申請負担軽減のための取組

地域内観光フィーダー系統補助は、従前のフィーダー補助とは予算科目が異なるため、本来は計画認定、交付申請、補助金の請求等はそれぞれ別々に提出する必要があるところ、申請者の負担軽減の観点から、以下の措置を講ずることとする。

○サバイバル補助における地域公共交通計画の申請の際、当該計画に観光フィーダーに関する記載も併せて行った場合は、当該申請をもって観光フィーダーに係る計画申請を行ったものとみなす。この場合、計画認定通知についても同様に扱うこととする。（計画変更についても同じ）

○交付申請書、補助金支払請求書については、要綱上の様式にかかわらず、両補助金を統合した様式をもって申請することを可能とする。（交付決定及び額の確定通知についても同じ）

○様式の統合例（交付申請書）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱様式第1-8号
 観光振興事業費補助金交付要綱様式第7-3（日本産業規格A列4番）

番 号
 令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
 住 所
 代表者氏名

令和 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）及び観光振興事業費補助金（地域内観光フィーダー系統補助金）交付申請書

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）及び観光振興事業費補助金（地域内観光フィーダー系統補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
+	千円

○地域内観光フィーダー系統補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
-	千円